

学校における がん教育の推進の必要性

1 がん教育の必要性

健康について子どもの頃から教育することは重要であり、学校においては健康の保持増進と疾病予防の観点から、健康教育が行われてきました。現在「がん」については、生活習慣に起因することが多いことを学習していますが、「がん」そのものや、がん患者に対する理解を深める内容には至っていません。子どもだからこそ「がん」に対してマイナスの印象があると、やがて成人期には「がんは不治の病」という誤解や偏見につながってしまう可能性があります。

そのため、児童生徒は、学習活動を通して「がん」について正しい知識を学び、がんを予防するために自分たちができることを考え、実践できる能力を培い、「いのち」の大切さや身近ながん患者やその家族に対する思いやりの気持ちを育成する必要があります。

香川県では平成23年10月、がん対策を総合的に推進することを目的に議員提案による「香川県がん対策推進条例」（平成23年香川県条例第34号）が制定されました。条例の第14条に、「がん教育の推進」を定められています。

そこで、香川県では県教育委員会と連携を図り、香川県小・中・高等学校教育研究会の協力のもと、学校におけるがん教育の推進を図っていくこととなりました。

香川県がん対策推進条例（がん教育の推進）第14条

県は、学校関係者、保健医療関係者及び関係団体等と連携し、児童及び生徒が学習活動を通じてがんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第2次香川県がん対策推進計画

香川県では、平成25年3月に「第2次香川県がん対策推進計画」を策定し、教育現場におけるがん教育を推進することとし、平成29年度までにすべての中学校でがん教育を実施することを目標としています。

がん対策推進基本計画

国においては、平成24年3月に策定された「がん対策推進基本計画」に、分野別施策として「がん教育・普及啓発」が新しく盛り込まれ、健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標としています。

2 がんの現状

1 生涯でがんと診断される確率は2人に1人

日本人の2人に1人は、生涯のうちに何らかのがんにかかると予測されており、がんは全ての人にとって身近な病気と言えます。

平成24年度香川県県政世論調査によると、本人（回答者）を含め、家族、親戚や親しい同僚などの身近な人でがんにかかった人が「いる」と答えた割合は8割を超えています。

2 香川県の死因1位は「がん」

昭和52年以降、他の疾病を大きく引き離して着実に増加しており、現在は年間約3,000人ががんで死亡しています。また、総死亡に占めるがんによる死亡の割合は、男性では50歳代から、女性では40歳代から高くなっており、特に50歳代は56.3%（平成24年）と半数以上の方ががんで亡くなっているなど、児童生徒の保護者世代にとって、がんは重大な疾患となっています。

3 がんは治らないからこわいというイメージが先行

平成24年度香川県県政世論調査によると、がんに対する印象について、「こわい・どちらかといえばこわいと思う」が全世代を通じて8割を超えています。「こわいと思う理由」として、77.5%が「治る確率が低いと思うから」と答えており、「がん=死」という印象から、がんに対する恐怖心が強くなっています。

4 がん対策はがん予防と検診による早期発見・早期治療が重要

がんは、たばこや食生活など生活習慣の改善によってある程度、予防することができる病気です。しかし、それらを心がければすべてがんを予防できるものではなく、生活習慣の改善とともに検診による早期発見・早期治療が重要です。

平成23年香川県民健康・栄養調査によると、84.9%が定期的に検診を受ける必要があると答えていますが、実際の検診受診率は20～30%と目標値の50%には到達しておらず、がんの予防行動が十分に実践されていません。そこで、がんを取り巻く現状や、がんについての科学的根拠に基づく正しい知識を習得することが必要とされています。

3 がん教育に関する課題の対応についての考え方

がん教育に関する課題の多くは、「がんは不治の病」というマイナスの印象と深くかかわっており、その要因には、がんのことを正しく理解していないことから起こる偏見や誤解が考えられます。

2人に1人が生涯のうちにがんにかかると言われていたことから、児童生徒が家族のがんの罹患を経験することは珍しくありません。そのような状況におけるがん教育の実施は、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、誰もがかかりうる疾患であるという前提で、家庭や地域の状況を把握し、適切に取り組む必要があります。

がん教育は、児童生徒の実態に即した指導の工夫や幅広い視点から適切な指導を行っていくことが必要とされています。

1 児童生徒の保護者ががん患者または、がんによって亡くなっている場合

実施にあたっては、保護者や児童生徒に対してあらかじめ予定されている指導内容を伝え、がん教育の目的の理解を図る必要があります。

授業中は、特に配慮が必要な児童生徒はもちろん、すべての児童生徒の様子を確認しながら進行する必要があり、ゲストティーチャーには配慮が必要な生徒の情報を伝えるなどの事前の打合せを行うことが考えられます。

2 小児がんの既往のある児童生徒が在籍の場合

このがん教育の内容は成人期のがんを対象としています。小児がんは成人期のがんとは成因や種類が大きく異なります。そのことを十分に理解し、小児がんに対する偏見につながらないような配慮が必要です。小児がんの既往のある児童生徒が在籍する場合は、事前に保護者に連絡を行い、指導内容を説明することが望まれます。

3 生活習慣とがんとの関連性について

生活習慣の改善によって、将来がんになる可能性を低くすることができますが、生活習慣以外のさまざまな要因も複雑に関係しており、完全に防げるわけではないことを踏まえ、がん患者に対する偏見につながらないような配慮が必要です。

4 がん検診の正しい理解

がん検診による早期発見・早期治療を推奨していますが、検診によってすべてのがんが見付けられるわけではないことを理解する必要があります。